



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

798	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
799	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	2
800	〃	(〃).....	2
801	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
802	〃	(〃).....	3
803	〃	(〃).....	3
804	〃	(〃).....	3
805	農用地利用配分計画の認可	(〃).....	4
806	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
807	道路の供用開始	(〃).....	4
808	土砂災害警戒区域の指定	(砂防課).....	5

○ 公安委員会告示

27	遊泳区域の指定	5
----	---------	-------	---

○ 収用委員会告示

3	土地収用法による裁決手続開始の決定	6
---	-------------------	-------	---

○ 警察本部告示

5	放置車両確認事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	9
---	--	-------	---

○ 監査公表

	監査公表第15号	11
--	----------	-------	----

○ 諸報

	平成27年度行政書士試験の実施	(一般財団法人行政書士試験研究センター).....	15
--	-----------------	---------------------------	----

告 示

和歌山県告示第798号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年8月26日まで縦覧に供する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年6月26日

2 名称

特定非営利活動法人まち・住まい支援ネット和歌山

3 代表者の氏名

八木恵里子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市ト半町38番地

5 定款に記載された目的

この法人は、高度な技術と豊かな経験を有する、建築及び関連各分野の専門家が、より高い倫理観を持って、それぞれの知識と経験を生かし、互いに協力して、建築・環境に関わる諸問題の調査研究・情報収集等を行い、広く一般市民や官公庁を含む諸団体を対象に、建築・環境とそれを取り巻く様々な問題についての助言・協力及び情報提供を行う事により、安心・安全で美しい、調和のとれたまちづくりに扶助し、より良い地域社会環境の形成に寄与する事を目的とする。

和歌山県告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
エムハート薬局 くるみ店	和歌山市園部596-16	医療機関の名称	くるみ薬局	エムハート薬局くるみ店	平成 27.6.1

和歌山県告示第800号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
中野薬局	有田市箕島873-3	医療機関の所在地	有田市港町600	有田市箕島873-3	平成 27.6.1

和歌山県告示第801号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年6月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年7月20日まで縦覧に供する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第18号-1	日高郡由良町門前字山崎坪543外3筆
平成27年度第18号-2	日高郡由良町里字田中690-1
平成27年度第18号-3	日高郡由良町里字五明725外3筆

平成27年度第20号

日高郡日高川町三百瀬字古田532外1筆

和歌山県告示第802号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年6月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年7月20日まで縦覧に供する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第19号-1	海南市下津町大窪字平松140外7筆
平成27年度第19号-2	海南市下津町大窪字平松153-5外2筆
平成27年度第19号-3	海南市下津町大窪字尾ノ上886外2筆
平成27年度第19号-4	海南市下津町大窪字儀曾736-1外1筆
平成27年度第19号-5	海南市下津町大窪字仲田309-1外2筆
平成27年度第19号-6	海南市下津町大窪字仲田307-1

和歌山県告示第803号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年6月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年7月20日まで縦覧に供する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第21号-1	日高郡印南町島田字瀬畑3266-43
平成27年度第21号-2	日高郡印南町島田字畑毛田635
平成27年度第22号	御坊市湯川町財部字寺之後389-1外2筆

和歌山県告示第804号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年6月26日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振

興部農業振興課に備え置いて、平成27年7月20日まで縦覧に供する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第23号	西牟婁郡上富田町岩田字大坊1825-1外1筆

和歌山県告示第805号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年6月26日に認可した。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第15号	和歌山市吐前字土井山587-1

和歌山県告示第806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 江川小松原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市藤田町藤井字星田1865番8地先から同市藤田町藤井字星田1862番12地先まで	新	9.80 ? 9.87	37.15	

和歌山県告示第807号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 江川小松原線

供用開始の区間 御坊市藤田町藤井字星田1865番8地先から同市藤田町藤井字星田1862番12地先まで

供用開始の期日 平成27年7月7日

和歌山県告示第808号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年7月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

小河内川右支溪（7-406-1-017）、寺谷（7-406-1-018）、大嶋谷（7-406-2-019）、大嶋谷左支溪（7-406-2-020）、出谷左支溪（7-406-2-021）、出谷左支溪（7-406-2-022）、出谷左支溪（7-406-2-023）、出谷左支溪（7-406-2-024）、住木谷小右支（7-406-2-025）、出谷左支溪（7-406-2-026）、宮谷（7-406-2-027）、小河内川左支溪（7-406-2-028）、小河内（201）（Ⅱ-7070）、小河内（202）（Ⅱ-7071）、小河内（203）（Ⅱ-7072）、小河内（204）（Ⅱ-7073）、小河内（205）（Ⅱ-7095）、小河内（206）（Ⅱ-7096）、小河内（207）（Ⅱ-7097）、小河内（208）（Ⅱ-7098）、小河内（209）（Ⅱ-7099）、小河内（210）（Ⅱ-7110）、小河内（211）（Ⅱ-7111）、小河内（212）（Ⅱ-7112）、小河内（213）（Ⅱ-7199）、小河内（301）（Ⅲ-4067）、小河内（303）（Ⅲ-4069）、小河内（304）（Ⅲ-4070）、小河内（305）（Ⅲ-4071）、小河内（307）（Ⅲ-4073）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第27号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

平成27年7月7日

和歌山県公安委員会委員長 片 山 博 臣

海水浴場の名称	所在地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
椿海水浴場	西牟婁郡白浜町椿	西牟婁郡白浜町椿地先の海域で、「椿海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月10日から同年8月31日まで
臨海浦海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町（崎ノ北）地先の海域で、「臨海浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	平成27年7月18日から同年8月31日まで
江津良海水浴場	西牟婁郡白浜町	西牟婁郡白浜町（江津良）地先の海域で、「江津良海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成27年6月25日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成27年7月7日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 和歌山県
- 2 事業の種類 一般国道370号改築工事（阪井バイパス及び木津バイパス・和歌山県海南市重根字伏山地内から木津字木津阪地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 次表のとおり

裁決手続開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)	氏 名	住 所	氏名	住所	権利の種類
		登記簿	現況							
和歌山県海南市木津字木津阪	118番2 宅地	宅地	122.91 122.91	122.91	—	不明。ただし、山中敬藏 又は登記名義人（亡）小西信之助の法定相続人（別表のとおり）	和歌山県海南市木津13番地 別表のとおり	—	—	—

別表

土地所有者		共有持分
氏名	住所	
谷端 富藏	和歌山県海南市沖野々501番地2	756,000 分の 5,040
藤澤 香代	和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地188	756,000 分の 5,040
相澤 利己	栃木県宇都宮市城南1丁目3番11号	756,000 分の 5,040
谷端 達弘	和歌山県海南市沖野々250番地3	756,000 分の 5,040
堺 玲子	大阪府貝塚市堀3丁目20番26号	756,000 分の 2,016
藪野 庄三	大阪府岸和田市紙屋町8番2号	756,000 分の 2,016
境 美代子	大阪府岸和田市極楽寺町2丁目14番6号	756,000 分の 2,016
横谷 悦子	大阪府岸和田市上松町511番地の134	756,000 分の 2,016
藪野 二三子	大阪府大阪市東淀川区東中島5丁目26番2-305号	756,000 分の 2,016
貝塚 早苗	千葉県松戸市西馬橋4丁目221番地	756,000 分の 10,080

瀬村 多子	和歌山県和歌山市紀三井寺1番地の77	756,000 分の 2,016
淡路 宜彦	和歌山県海南市日方1271番地99	756,000 分の 2,016
淡路 柴子	和歌山県海南市日方403番地	756,000 分の 2,016
淡路 嵯示子	和歌山県海南市日方403番地	756,000 分の 2,016
淡路 晃弘	和歌山県海南市日方403番地	756,000 分の 2,016
若林 正視	和歌山県海南市上谷523番地2	756,000 分の 25,200
小西 紹資	和歌山県海南市上谷405番地	756,000 分の 8,400
小西 由章	大阪府堺市東区大美野863番地14	756,000 分の 8,400
正田 由倭子	和歌山県和歌山市島橋北ノ丁10番1号	756,000 分の 8,400
藤坂 しげみ	和歌山県海南市扱沢32番地	756,000 分の 37,548
岡本 文男	和歌山県海南市下津町引尾563番地	756,000 分の 8,400
岡本 武夫	大阪府豊中市螢池南町1丁目7番7号	756,000 分の 8,400
岡本 利治	大阪府高槻市西冠3丁目52番5号	756,000 分の 8,400
小西 節子	和歌山県和歌山市小松原通5丁目14番地	756,000 分の 5,040
小西 正張	和歌山県和歌山市小松原通5丁目14番地	756,000 分の 5,040
市原 唯勝	和歌山県海南市野上新305番地	756,000 分の 2,016
藤坂 奉子	和歌山県海南市扱沢32番地	756,000 分の 504
藤坂 忠良	和歌山県海南市扱沢32番地	756,000 分の 504
慈幸 百合代	和歌山県和歌山市小松原6丁目1番41号	756,000 分の 2,016
市原 晴香	和歌山県海南市大野中173番地10	756,000 分の 1,008
織部 智恵	和歌山県海南市大野中173番地10	756,000 分の 1,008
川端 サカエ	和歌山県和歌山市和歌浦東4丁目2番4号	756,000 分の 2,016
岡崎 正人	静岡県浜松市中区佐鳴台一丁目16番20号大石マンション3-C	756,000 分の 630
岡崎 淳	和歌山県和歌山市新在家121番地の1	756,000 分の 630
渡邊 希美代	和歌山県和歌山市狐島484番地の7	756,000 分の 1,260
芳田 由実	兵庫県宝塚市御殿山4丁目14番19号	756,000 分の 315
小林 重子	大阪府貝塚市三ツ松1726番地25	756,000 分の 630
小林 克行	大阪府貝塚市三ツ松1726番地25	756,000 分の 315
森脇 節子	和歌山県海南市重根1076番地	756,000 分の 1,260

岡本 美登里	和歌山県和歌山市狐島637番地の12	756,000 分の 1,260
松下 啓晃	和歌山県和歌山市北島259番地の1	756,000 分の 1,260
中前 晶子	和歌山県海草郡紀美野町下佐々435番地5	756,000 分の 1,260
小西 正己	和歌山県和歌山市北大工町22番地	756,000 分の 3,360
奥出 美知	和歌山県和歌山市北新3丁目17番地	756,000 分の 3,360
小西 良則	和歌山県和歌山市万町5番地	756,000 分の 3,360
岩橋 博美	和歌山県海草郡紀美野町動木555番地9	756,000 分の 1,800
平井 愛子	和歌山県和歌山市吹屋町3丁目4番地	756,000 分の 1,800
賀來 貞美	大阪府大阪市西成区津守3丁目5番43号	756,000 分の 1,800
九鬼 節代	和歌山県紀の川市貴志川町国主126番地7	756,000 分の 1,800
山中 ひさ子	和歌山県海南市名高180番地1 ファミール海南1103号	756,000 分の 3,600
山中 保教	東京都多摩市豊ヶ丘1丁目13番地の8	756,000 分の 3,600
山中 敏成	2446 Andreo Ave., Torrance, CA 90501, U.S.A.	756,000 分の 1,200
山中 昌子	和歌山県海南市黒江640番地	756,000 分の 3,600
藤崎 知子	大阪府堺市西区鳳中町10丁6番地1 パレス竹ヶ城	756,000 分の 1,200
津野 婦佐子	和歌山県海南市船尾364番地32	756,000 分の 1,200
冷水 茂則	和歌山県海南市黒江1番地263	756,000 分の 3,600
冷水 明史	和歌山県海南市重根1971番地64	756,000 分の 3,600
山中 敬藏	和歌山県海南市木津13番地	756,000 分の 7,200
山中 ツナヨ	和歌山県海南市野上中575番地13	756,000 分の 3,600
山中 正貴	和歌山県海南市野上中575番地13	756,000 分の 1,800
山中 久幸	和歌山県海南市野上中575番地37	756,000 分の 1,800
山中 富藏	大阪府堺市東区中茶屋39番地3	756,000 分の 7,200
打田 清	和歌山県和歌山市小倉36番地の69	756,000 分の 16,800
打田 明子	和歌山県和歌山市鳴神472番地	756,000 分の 8,400
阪口 栄子	大阪府貝塚市海塚3丁目19番1号	756,000 分の 8,400
秋月 秀夫	和歌山県和歌山市秋月429番地の3	756,000 分の 16,800
和田 倫一	和歌山県紀の川市貴志川町北山527番地11	756,000 分の 5,600
和田 博行	兵庫県宝塚市山本西2丁目11番2-401号	756,000 分の 5,600

秋月 利三	和歌山県和歌山市粟137番地の11	756,000 分の 11,200
辻本 須香子	和歌山県有田市千田787番地3	756,000 分の 11,200
磯合 静子	和歌山県岩出市荊本192番地の9	756,000 分の 6,720
矢田 淑子	和歌山県和歌山市小雑賀627番地の1	756,000 分の 6,720
楠見 善彦	和歌山県和歌山市太田113番地の2 川端第2マンション103号	756,000 分の 6,720
植田 阿佐子	和歌山県和歌山市湊1816番地の5	756,000 分の 6,720
岩崎 攝子	大阪府河内長野市南青葉台15番7号	756,000 分の 6,720
諏訪 初枝	大阪府守口市日吉町2丁目14番10-3号	756,000 分の 33,600
永井 奈津代	大阪府大阪市東成区中本3丁目15番15-601号	756,000 分の 11,200
永井 明子	大阪府大阪市城東区中央3丁目10番20-406号	756,000 分の 5,600
高橋 由美子	大阪府大阪市城東区永田4丁目12番5号	756,000 分の 2,800
永井 宏一	大阪府大阪市鶴見区鶴見1丁目6番59-809号	756,000 分の 2,800
横野 二三子	大阪府大阪市城東区中浜2丁目13番6号	756,000 分の 11,200
吉田 知世子	和歌山県和歌山市徳田木丁3番地の7	756,000 分の 22,400
東本 宏子	兵庫県神戸市須磨区友が丘5丁目5番地の35	756,000 分の 22,400
中村 瑛子	兵庫県西宮市久保町10番26-112号	756,000 分の 22,400
南 友子	和歌山県和歌山市梶取277番地の5	756,000 分の 16,800
畑谷 昭吉	和歌山県和歌山市杉ノ馬場1丁目2番地	756,000 分の 16,800
山本 房子	大阪府羽曳野市南恵我之荘2丁目2番6号	756,000 分の 50,400
里山 恵里	大阪府大阪市阿倍野区旭町3丁目3番7-709号	756,000 分の 50,400
岡田 るみ	愛知県西尾市若松町14番地	756,000 分の 33,600
兵藤 千加	愛知県知立市八橋町大流34番地57	756,000 分の 33,600
深谷 三紀	愛知県西尾市吉良町上横須賀元屋敷108番地3	756,000 分の 33,600
畑中 富美与	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字宇久井200番地1	756,000 分の 16,800

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年7月7日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 調達役務の仕様等

放置車両確認事務委託契約仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年7月7日（火）において、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 国税、都道府県税及び社会保険料に未納がない者であること。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けていない者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(8) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。

(10) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。

(11) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。

(12) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。

(13) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この総合評価一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書（定款を添付すること。）

ウ 使用印鑑届

エ 誓約書

オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

カ 所在地見取図

キ 一般競争入札参加資格審査申請提出書類確認書

ク 登記事項証明書（提出日において発行後3か月を経過していないもの）

- ケ 印鑑証明書（入札公告の日以降に交付されたもの）
- コ 次に掲げる税金等に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
- （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税
- （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目
- （ウ）社会保険料の滞納がない旨の証明（提出日直近1年分）
- サ 財務諸表（直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
- シ 和歌山県公安委員会から交付を受けた2の（12）の登録に係る登録通知書又は登録更新通知書の写し
- ス 駐車監視員資格者証の写し
- (2) (1) のアからキまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年7月7日（火）から同月22日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年7月7日（火）から同月23日（木）までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市西46番地の1
和歌山県警察本部岡崎庁舎1階 大会議室
- (2) 日時
平成27年7月16日（木）午前10時
- 5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所
3の（1）に掲げる申請書類は、平成27年7月7日（火）から同月28日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に持参することとし、郵送等による提出は認めない。
- 6 資格審査申請書類の配布及び提出場所
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター
和歌山市西1番地 交通センター2階
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0356
ファクシミリ番号 073-475-0359
- 7 資格審査の結果通知
資格審査の結果は、郵便により平成27年7月31日（金）までに通知する。
- 8 総合評価一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
- (1) 総合評価一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成27年8月4日（火）午後5時までに書面により求めることができる。
- (3) (2) の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年8月7日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

監 査 公 表

平成27年2月18日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年7月7日

和歌山県監査委員 保田 栄 一
 和歌山県監査委員 足立 聖 子
 和歌山県監査委員 立谷 誠 一
 和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 和歌山県税事務所

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成25年度の県税収入率は、滞納整理に努力した結果97.8%で0.4ポイント増加し、平成25年度末の収入未済額は、約9億6,673万円となっており、前年度末に比し約1億894万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額が占める割合は、県税全体の収入未済額の約71%と大きなものとなっているため、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 外出承認簿において、復命方法が未記載の事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成26年度税務運営基本方針及び税務運営重点項目に基づき以下のような取組を行っている。</p> <p>ア 個人県民税の包括的な徴収対策の実施</p> <p>個人県民税の徴収強化のため、昨年度に引き続き管内市町と県職員の派遣協定を締結し、和歌山市及び海南市に対しては効率的な進行管理や効果的な滞納整理の手法についての助言や共通滞納者に対する合同捜索を行うとともに、海南市及び紀美野町に対しては地方税法第48条に基づく県による直接徴収などにより市町の個人住民税に係る徴収活動の支援を行っている。</p> <p>さらに、市町との緊密な連携を図るため、定期的に会議や研修会等を開催し、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化や滞納整理手法の情報交換を行ったり、徴収確保のための調査・研究を行っている。</p> <p>イ 事務所の滞納整理の強化</p> <p>県税収入の確保のため、組織目標を設定し、現年の高額滞納事案に対する調査等の早期着手、滞納整理困難事案に対する捜索や課税物件の確実な差押え及び公売を積極的に実施している。</p> <p>また、給与差押を着実に実施できるよう適宜、勤務先へ電話による催告や給与照会を行う等、収入未済額の縮減に向け効率的で効果的な滞納整理を実施している。</p> <p>(2) 外出承認簿の復命方法の記載漏れについては、命令権者の事後確認を徹底することにより記載漏れないように改善した。</p>

2 子ども・女性・障害者相談センター

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成25年度末で約1,618万円となっており、前年度末に比し約37万円増加している。</p> <p>今後も、子ども未来課及び障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、文書や電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金については、生活困窮や虐待等の理由で家庭での養育が困難となった児童を施設に入所措置したことにより発生しているものであり、月単位の納入はあるものの、低所得者や失業者の増加等により、より厳しい状況となっている。</p> <p>このため、現年度、過年度にかかわらず、納付義務者を</p> <p>ア 生活困窮や転居先不明等により回収が非常に困難となっているケース</p> <p>イ 分納での納付が可能なケース</p> <p>ウ 納付意識が希薄なケース</p> <p>等に仕分けを行うとともに、個別具体的な事情を</p>

- (2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (3) 重複した旅行命令で旅費が二重に支出されていたので、適正に処理されたい。
- (4) 用務開始時刻に到着できない旅行命令があった。
また、早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、併せて適正に処理されたい。
- (5) 支出票において、決裁印が押印されていなかったもので、適正に処理されたい。
- (6) 旅行命令簿において、決裁欄及び復命欄に命令権者の決裁印及び確認印が押印されていなかったもので、適正に処理されたい。
- (7) 物品調達台帳において、決裁印が押印されていなかったもので、適正に処理されたい。

検討事項

市道から県施設に至る約300mの進入路については、県施設利用者のみならず、隣接する病院等へのアクセス道路として、また、付近住民の生活道路として使用されている状況であることから、市道への移管に向け関係機関と協議を進められたい。

考慮しながら文書、電話及び家庭訪問による納付指導を行うとともに、生活困窮により迅速な納付が困難な場合は、納付誓約書を徴収するなど時効が成立しないよう注意しながら、粘り強く分納指導を行っている。

更に、納付指導に応じない滞納者に対しては、子ども未来課及び障害福祉課と協議を行い、法的措置を検討していく。

- (2) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていた件については、予備監査終了後、全職員に対して旅行命令の決裁を受けなければならない出張について周知を行い、適正に処理している。
- (3) 重複した旅行命令で旅費が二重に支出されていた件については、予備監査終了後、該当職員より二重に支払われた金額を返還させた。
また、全職員に対して、旅行命令が重複する場合は、旅行命令簿にその旨記載漏れがないように周知を行い、適正に処理している。
- (4) 用務開始時刻に到着できない旅行命令があった件については、予備監査終了後、担当者と命令権者の複数で旅行命令簿の確認を行っている。
また、全職員に対して、早朝出発夜間帰着の要件を満たす場合は、早朝出発夜間帰着欄への旅行命令簿に記載漏れがないように周知を行い、適正に処理している。
- (5) 支出票において、決裁印が押印されていなかった件については、予備監査終了後、決裁権者が不在の場合は代決を行うなど、適正に処理している。
- (6) 旅行命令簿の決裁欄及び復命欄に命令権者の決裁印及び確認印が押印されていなかった件については、予備監査終了後は命令権者が不在の場合は代決を行うなど、適正に処理している。
- (7) 物品調達台帳において、決裁印が押印されていなかった件については、予備監査終了後、命令権者が不在の場合は代決を行うなど、適正に処理している。

検討事項

指摘を受けた件については、平成25年11月から和歌山市が地籍調査を行い、平成27年2月に地籍調査結果の確認を行った。

今後、境界が確定すれば、子ども未来課が市道への移管に向けて関係機関と協議を行っていく予定である。

3 公営競技事務所

監査実施年月日 平成27年1月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金については、平成25年度末における未収額は約2億17万円となっている。 引き続き未納者の収入状況等を十分把握の上、債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認が洩れているものがあった。 また、収入印紙類使用簿を作成していなかったもので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、併せて適正に処理されたい。</p> <p>(3) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) これまでの弁済状況や未納者の収入状況等現状を把握し、必要に応じて接触を図る等弁済指導を行い、消滅時効とならないよう債権管理を行う。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿については、四半期ごとの複数人による現物確認を徹底するとともに、収入印紙類使用簿の作成を行った。</p> <p>(3) 旅行命令における早朝出発夜間帰着欄への記入に</p>

<p>出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったの で、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 平成25年度KEIRINグランプリ2013等場外車券売場 開設に伴う和歌山競輪場駐車場及び周辺地域警備業 務請書に定める警備員配置人数を満たしていなかっ た。 また、平成25年度和歌山競輪場警備業務契約書に 定める警備員の配置を超過して配置していた。 しかしながら、請書及び契約書の変更を行うこと なく定められた配置人数で支出を行い支出費用の相 殺を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 平成25年度下期競輪開催に伴う医師派遣に係る報 償費の支出において、支払誤りがあったので、今後 このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 公用車の修繕に際し請書を徴し随意契約を行っ ているが、出納機関に合議がなされていなかったの で、適正に処理されたい。</p>	<p>については、適正な事務処理を行うよう職員に徹底し た。</p> <p>(4) 警備員の配置人数に変更があった場合には、その 都度、契約変更を行い適正な事務処理を行うよう職 員に徹底した。</p> <p>(5) 支払誤りについては、判明後、速やかに訂正の処 理を行った。 今後は、再発防止に向けて適正な事務処理を行う よう職員に徹底した。</p> <p>(6) 出納機関に合議漏れがないよう、職員に周知徹底 した。</p>
--	---

4 工業技術センター

監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 随時の資金前渡において、資金前渡職員に交付さ れた現金が債権者へ渡されず保管されていた。 また、債権者が自費で支払った領収書で資金前渡 の精算を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 物品管理について、現物確認できない重要物品が あったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 随時の資金前渡事務執行に当たっては、担当者及 び出納員により、随時通帳の残高確認を行うととも に、債権者には現金の必要日までに必ず申出を行う よう指導、徹底し、適正に事務処理を行っている。</p> <p>(2) 重要物品台帳に記載されている重要物品の現有調 査を実施し、保有状況を確認した。 廃棄処分済みであった重要物品については所要の 手続を全て完了した。</p>

5 農業大学校

監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>大学校庁舎内における育友会の事務室使用について、 行政財産の目的外使用許可が行われていないので、適正 に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>給食については、県費及び私費会計である給食会計に よって運営されているが、それぞれが負担する区分が明 確でないので、用途についての基準の策定を検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>大学校庁舎内における育友会の事務室使用について は、育友会からの申請に応じ行政財産の目的外使用許可 を行い、適正に処理した。</p> <p>検討事項</p> <p>県費及び私費会計である給食会計がそれぞれ負担する 経費区分を明確にした「和歌山県農業大学校給食管理運 営規程」を新たに策定し、平成27年4月1日付けで施行し た。</p>

6 和歌山下津港湾事務所

監査実施年月日 平成27年1月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 港湾施設使用料並びに不法占拠による損害賠償金 及び強制執行費用の平成25年度末の収入未済額は約 1,425万円となっており、前年度末に比し313万円増 加している。 今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 港湾施設使用料のうち入港料及び岸壁使用料にお いて、和歌山県港湾施設使用料及び入港料の徴収方 法等に関する取扱要綱により納期限を3か月後、年度 末の3月使用分に関しては、5月末として定めている ことから、納期限後に納入されるケースが発生して</p>

努められたい。

- (2) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。
- (3) 和歌山県和歌山マリーナ内における行為の許可及び工作物等の設置の許可について、和歌山県マリーナ条例（平成7年和歌山県条例第16号）及び和歌山県マリーナ条例施行規則（平成7年和歌山県規則第12号）に基づき、適正に処理されたい。
- (4) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令で、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったもので、適正に処理されたい。

いる。

- このケースの入港料等が前年より増加したため、収入未済額が約313万円増加したものである。
- この未収金については、全額納入されているが、今後、年度末の納期限の取扱いについては、使用者に対し積極的に周知し、納期限内に納入されるよう努める。
- (2) 朝礼での交通安全7則の読み上げや交通安全に関するポスターを目に付く箇所に提示するなど、更なる周知啓発を行い、交通事故防止に努めている。
- (3) 工作物設置許可申請がないまま設置された自動販売機及びコンテナについては、早急に申請書の提出を求め許可を行い、許可なく設置していた期間の使用料に関しては不当利得として納付させることとした。
- 今後、再発防止に向けて現場確認を徹底するよう努めている。
- (4) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令については、早朝出発夜間帰着欄への記入漏れがないよう職員に対し周知徹底を行った。

諸 報

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成27年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成27年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成27年11月8日（日）午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1) アの科目については択一式及び記述式、(1) イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成27年8月3日（月）から同年9月4日（金）まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください（宛先は

印刷されています。）。平成27年9月4日（金）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式（配布期間及び配布場所については、オを御覧ください。）

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成27年8月3日（月）から同月28日（金）まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形2号:A4サイズの使用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記宛先まで郵便で請求してください（平成27年8月28日（金）までに必着のこと。）。

宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間 平成27年8月3日（月）から同年9月4日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）

県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）

和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問合せ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）の払込みは、出願画面の指示に従ってクレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担となります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

(ウ) 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、スリーエフ

(エ) 一旦払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により、試験を実施しないこととした場合等以外は返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成27年8月3日（月）午前9時から同年9月1日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成27年9月1日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（平成27年9月1日（火））は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問合せ先)

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03(3263)7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で、車椅子の使用、拡大鏡の持込み、補聴器の使用など、受験に際して特別の措置(点字試験を含む。)を希望される方は、事前に申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成28年1月27日(水)午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。

なお、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載(時間は、合格発表日の午前中)します。

また、和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示します。